

第96期 定時株主総会 招集ご通知

ミヨシ油脂株式会社

証券コード：4404

■ 日 時 2022年3月29日（火曜日）
午前10時

■ 場 所 東京都葛飾区堀切四丁目66番1号
当社本社講堂
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

■ 目 次	第96期定時株主総会招集ご通知	1
	株主総会参考書類	7
	議案及び参考事項	
	第1号議案 剰余金の処分の件	
	第2号議案 定款一部変更の件	
	第3号議案 監査役1名選任の件	
	第4号議案 補欠監査役1名選任の件	
	(添付書類)	
	事業報告	12
	連結計算書類	29
	計算書類	32
	監査報告書	36

■ ご来場についてのお願い

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会へのご出席については、感染状況、株主様の体調等についてご留意いただき、書面若しくはインターネットでの議決権行使についてもご検討ください。

また、当日ご出席の場合には、必ずマスクの着用等の感染拡大防止へのご配慮をお願い申し上げます。

なお、ご出席株主様へのお土産の配布を取りやめとさせていただきます。

何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

(証券コード 4404)
2022年3月11日

株 主 各 位

東京都葛飾区堀切四丁目66番1号

ミヨシ油脂株式会社

代 表 取 締 役
社 長 兼 C E O 三 木 逸 郎

第96期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第96期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

〔郵送による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年3月28日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

〔インターネットによる議決権行使の場合〕

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufig.jp/>）にアクセスしていただき、2022年3月28日（月曜日）午後5時30分までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年3月29日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都葛飾区堀切四丁目66番1号
当社本社講堂（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第96期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第96期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
- 第2号議案** 定款一部変更の件
- 第3号議案** 監査役1名選任の件
- 第4号議案** 補欠監査役1名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日の受付開始は午前9時を予定しております。
 - ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.miyoshi-yushi.co.jp/ir/index.html>）に掲載させていただきます。
 - ◎ 株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主様1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
 - ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書面のうち、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第15条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.miyoshi-yushi.co.jp/ir/index.html>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって本招集ご通知の添付書類の連結計算書類および計算書類は、監査役および会計監査人が監査報告書を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。

新型コロナウイルス感染防止への対応について

当社第96期定期株主総会における、新型コロナウイルス感染防止に向けた当社の対応および株主様へのお願いについて、下記のとおりご案内させていただきます。

株主の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

1. 株主様へのお願い

- ・株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、ご自身の体調にご留意いただき、くれぐれもご無理をなされませぬようお願いいたします。
- ・議決権行使は書面またはインターネット行使による方法もございますので、あわせてご確認ください。
- ・ご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠されている方におかれましては、特段のご留意をお願いいたします。
- ・ご来場の株主様におかれましては、アルコール消毒液のご使用とマスク着用について、ご協力をお願いいたします。
- ・受付時に非接触体温計により、株主様の体温を測定させていただきますので、ご協力をお願いいたします。(検温の結果、37.5度以上の発熱が確認された場合には、会場への入場をお断りさせていただく場合がございます。)
- ・ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声掛けさせていただく場合がございますので、予めご了承ください。

2. 当社の対応について

- ・運営スタッフは、マスク着用で対応をさせていただきます。
- ・受付および会場内各所には、アルコール消毒液を設置いたします。
- ・お土産のご用意はございません。
- ・お飲み物の配布はございません。

以上、ご理解並びにご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上

【議決権行使についてのご案内】

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。

後記の株主総会参考書類（７～１１ページ）をご検討のうえ、議決権の行使をお願い申し上げます。

議決権は、以下の３つの方法により行使いただくことができます。

1. 郵送（書面）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2022年3月28日（月曜日）午後5時30分到着分まで

2. インターネットで議決権を行使される場合



パソコンまたはスマートフォンから議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufig.jp/>）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2022年3月28日（月曜日）午後5時30分まで

スマートフォンをご利用の株主様
スマートフォンでの議決権行使は、**1回に限り「ログインID」**
「仮パスワード」の入力が不要になりました！

3. 株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、本定時株主総会当日に会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）

また、本招集ご通知をご持参ください。

日時 2022年3月29日（火曜日）午前10時

場所 東京都葛飾区堀切四丁目66番1号
当社本社講堂

（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

議決権行使期限

2022年3月28日（月）

午後5時30分まで

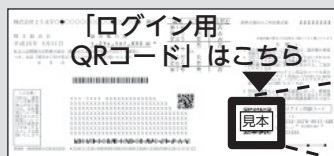
スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法



「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

※下記方法での議決権行使は1回に限ります。

1. QRコードを読み取る

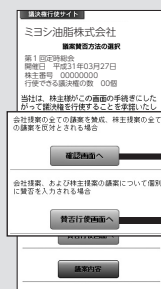


議決権行使書副票（右側）

お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

2. 議決権行使方法を選ぶ

議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ。



3. 各議案の賛否を選択



画面の案内に従って各議案の賛否を選択

画面の案内に従って行使完了です。

二回目以降のログインの際は…

次頁の記載のご案内に従ってログインしてください。

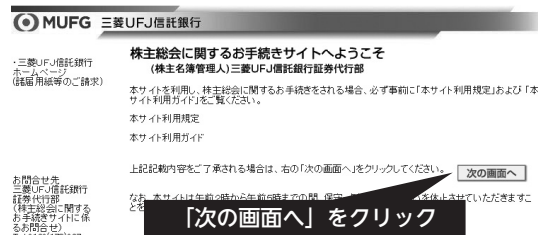
機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



2. お手元の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力

ログインID、パスワードをご入力の上、「ログイン」を選択してください。
(4桁区切りで入力してください)

ログインID (半角)

パスワード または仮パスワード (半角)

「ログイン」をクリック

パスワードを変更される場合は、ログインIDおよびパスワードを再入力してください。

3. 「新しいパスワード」と「新しいパスワード（確認用）」の両方に入力

現在のパスワード (半角)

新しいパスワード (半角)

新しいパスワード(確認用) (半角)

「送信」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト
https://evote.tr.mufg.jp/



ご注意事項

- インターネットより議決権を行使される場合は、郵送によるお手続きは不要です。
- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最終に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

【議決権行使サイトの操作方法に関するお問い合わせについて】

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部

 **0120-173-027**

(通話料無料、受付時間：9：00～21：00)

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第96期の期末配当につきましては、当事業年度の業績ならびに株主の皆様への安定的な配当の継続を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき40円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、412,049,440円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年3月30日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- （1）変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- （2）変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- （3）株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- （4）上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） <u>第15条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	< 削 除 >

第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役赤尾博氏が辞任されますので、その補欠として監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

本総会において選任される監査役の任期は、当社定款の定めにより、退任した監査役の任期の満了する時までとなります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当 社 株 式 数
新任 ひらかわ よし るう 平 川 芳 郎 (1958年3月27日生)	1980年 4 月 当社入社 2009年 4 月 当社食品事業本部企画部長 2011年 3 月 当社食品営業本部企画部長（兼）業務部長 2016年 3 月 当社執行役員食品本部企画業務部長 2018年 4 月 当社執行役員食品本部営業企画部長（兼）営業第四部長 2021年 3 月 当社食品本部管理部 現在に至る	1,500株
【監査役候補者とした理由】 平川芳郎氏は、当社の企画部門や営業部門の要職に従事し、執行役員を務めるなど、当社事業に関して豊富な経験と見識を有しております。その実績と豊富な経験を、当社グループの適切な企業監査に活かしていただけると判断し、同氏を監査役候補者といたしました。		

- (注) 1. 平川芳郎氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 平川芳郎氏の選任が承認された場合、当社は、同氏との間に、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額といたします。
3. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその業務につき行った行為または不作為に起因して、株主または第三者から損害賠償請求をされた場合に、それによって被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を、当該保険契約により填補することといたしております。平川芳郎氏が監査役に選任された場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、被保険者の保険料負担はありません。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数（監査役の過半数は社外監査役）を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に基づき、社外監査役の補欠として補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当 社 株 式 数
たか はし あつ し 高 橋 篤 史 (1973年5月9日生)	2004年12月 中央青山監査法人入所 2007年 7 月 新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所 2008年 6 月 公認会計士登録 2016年 4 月 高橋会計事務所開設 代表就任（現任） 2016年 4 月 株式会社ペイロール 社外監査役 2016年 5 月 税理士登録 2017年 4 月 明治大学専門職大学院 グローバル・ビジネス研究科 兼任講師（現任） 現在に至る	0株
【補欠の社外監査役候補者とした理由】 高橋篤史氏は、公認会計士・税理士として幅広い専門知識と豊富な経験を有しており、監査役に就任された場合に、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、同氏を補欠の社外監査役候補者といたしました。		

- (注) 1. 高橋篤史氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 高橋会計事務所および明治大学と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 高橋篤史氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
4. 高橋篤史氏が監査役に就任された場合は、当社は東京証券取引所に対して、高橋篤史氏を独立役員とする独立役員届出書を提出する予定であります。
5. 高橋篤史氏が監査役に就任された場合は、当社は高橋篤史氏との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額といたします。
6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその業務につき行った行為または不作為に起因して、株主または第三者から損害賠償請求をされた場合に、それによって被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を、当該保険契約により填補することといたしております。高橋篤史氏が監査役に就任された場合は、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、被保険者の保険料負担はありません。

以 上

(添付書類)

事業報告

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化するなか、ワクチン接種の進展に伴う経済の段階的再開により持ち直しの動きが見られましたが、新たな変異株の出現のため、景気の下振れリスクが懸念され、先行き不透明な状況で推移いたしました。

当油脂加工業界におきましては、新型コロナウイルス感染症の世界的流行に伴う油脂原料の需給逼迫とバイオ燃料向けの需要増加の影響等により、油脂原料価格の上昇が止まらず、非常に厳しい経営環境で推移いたしました。

このような状況のなかで当社グループは、「中期経営計画（2019～2021年）」の最終年度として、「世の中にないものを創出します」、「既存市場へ新たに参入します」、「さらに拡売します」の3つの領域を掲げ、既存製品の更なる品質向上や、市場のニーズに対応した高付加価値製品の開発を進める一方、マーケティング活動を強化し、生産ロスの削減や環境に配慮した製品を展開するなど、持続可能な開発目標に向けた取り組みに注力しました。

また、油脂原料をはじめとする原材料価格の急激な上昇に対応するため、製品価格の改定を複数回実施しつつ、製品の安定供給に努めました。さらにコロナ禍による営業活動の制約に対しては、オンラインの商談やWEBを利用した販売手法を取り入れ、製品の拡販に努めました。

この結果、売上高は474億76百万円（前期比10.2%増）となりましたが、利益面では、販売価格の改定が原材料価格の上昇スピードに追いつかず、営業利益は6億98百万円（前期比38.0%減）、経常利益は9億84百万円（前期比32.0%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は6億77百万円（前期比33.4%減）となりました。

以下、セグメントの概況についてご説明申し上げます。

《 食 品 事 業 》

食品事業につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で外食産業および土産菓子業界の需要は低迷しておりましたが、緊急事態宣言が解除された秋口より回復傾向で推移しました。また、巣ごもり需要をはじめ新たな消費動向が下支えとなり、主要需要先である製パン業界に回復の兆しが見られたことで、主力製品であるマーガリンやショートニングは堅調に推移しました。

このような状況のなか当社グループは、既存製品の拡販に加えて、新たな時代のニーズに応えるために、プラントベース（植物由来）食品市場に向けた製品「botanova」や、賞味期限の延長に寄与しフードロスの削減につながる製品「SDFOODs」を、展示会への出展やニュースサイトによる情報発信を通じてアピールし、新規市場や新規顧客の開拓に努めました。

一方、生産面では、「AIB国際検査統合基準」への対応の強化や、食品安全システムに関する国際認証規格「FSSC22000」に則った食の安全・安心への対応に取り組むとともに、生産ラインの統合や省エネルギー効率化システムの導入を行い、生産体制の効率化を推し進めました。

その結果、売上高は317億71百万円（前期比9.1%増）、営業利益は1億53百万円（前期比3.4%減）となりました。

《 油 化 事 業 》

工業用油脂製品につきましては、世界的に経済活動の回復が進むなか、各国への輸出に主導された、家電、自動車、化粧品等への需要が回復したため、主要需要先である合成樹脂、界面活性剤、塗料、ゴム等の業界への脂肪酸およびグリセリンの販売が堅調に推移しました。

界面活性剤製品につきましては、化粧品分野の高機能シャンプー向け原料基剤「アンホレックス」や洗顔用クレンジング製品向けの原料基剤「Mファインオイル」は好調に推移しましたが、紙・パルプ分野の家庭紙用薬剤は、コロナ禍でマスク着用が常態化したことにより需要が低迷しました。また、環境関連分野の飛灰用重金属処理剤は、事業系廃棄物の減少により低調に推移しました。

その結果、売上高は151億82百万円（前期比11.1%増）、営業利益は、原料価格の高騰により販売価格の是正に努めましたが、4億95百万円（前期比46.7%減）となりました。

(2) セグメント売上状況

事業別	売上高	
	金額	構成比率
	百万円	%
食品事業	31,771	66.9
油化事業	15,182	32.0
その他	523	1.1
合計	47,476	100.0

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資総額は、18億22百万円であり、その主なものは、次のとおりであります。

当連結会計年度中に完成した主要設備

当社

本社	物流拠点用土地購入	
千葉工場	マーガリン工場MA製造機更新工事	(食品事業)
名古屋工場	B-30調合槽更新工事	(油化事業)

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度において、重要な資金調達はありません。

(5) 財産および損益の状況

区分	2018年度 第93期	2019年度 第94期	2020年度 第95期	2021年度 第96期 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	45,660	44,941	43,080	47,476
経常利益 (百万円)	945	1,418	1,447	984
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	688	1,306	1,018	677
1株当たり当期純利益	67円14銭	127円77銭	99円61銭	66円35銭
純資産合計 (百万円)	23,734	24,883	24,221	25,291

(注) 「1株当たり当期純利益」は、期中平均発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数を用いて算定しております。なお、第93期より「役員報酬BIP信託」を導入し、当該信託が所有する当社株式を自己株式数に含めて算出しております。

(6) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境は、国内人口の減少等により需要が低迷するなか、新型コロナウイルス感染症の影響による経済活動の制限と、油脂原料をはじめとする各種原材料価格の上昇が続き、今後も厳しい状況で推移すると思われます。

このような事業環境において当社グループは、2022年12月期を始期とする「中期経営計画（2022～2024年）」を策定し、食品事業は「これからの時代の『おいしさ』『健康』『食生活の変化』で持続可能な社会を実現する」を、油化事業は「これからの時代へ、ボタニカルを提唱した技術や製品を創出することで、持続可能な社会を実現する」をミッションとして、次の時代に求められる新製品開発や市場開拓に積極的に取り組んでまいります。

また、内部統制機能とコンプライアンス体制を一層充実させ、コーポレートガバナンス体制の強化を図るとともに、サステナビリティ推進委員会を中心に、SDGsや社会貢献活動への取り組みを強化し、「人によし、社会によし、未来によし」の経営理念のもと、継続的な企業価値の向上に努めてまいります。

当社グループは、2021年11月の創立100周年を機に、「まず、目の前のあなたを幸せにする」を当社の存在意義(パーパス)として定義しました。これからの100年に向け、当社グループは、「人の幸せとは何か」を常に考え、国内のみならず世界が抱える課題の解決に資するソリューションを提供してまいいる所存でございますので、株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(7) 重要な親会社および子会社の状況（2021年12月31日現在）

① 親会社との関係

該当する事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
ミ ヨ シ 商 事 株 式 会 社	65 百万円	100.0 %	食用油脂製品、食料品、石鹼、洗剤の 販売ならびに不動産賃貸業
ミ ヨ シ 物 流 株 式 会 社	100	80.6	貨物運送取扱事業ならびに倉庫事業

③ 特定完全子会社の状況

該当する事項はありません。

(8) 主要な事業内容 (2021年12月31日現在)

事業別	主要製品等
食品事業	マーガリン、ショートニング、ラード、粉末油脂、ホイップクリーム、その他食用加工油脂
油化事業	脂肪酸、グリセリン、工業用石鹼、その他工業用油脂、繊維用処理剤、消泡剤、香粧品原料、重金属捕集剤、重金属固定剤、その他各種界面活性剤
その他	不動産賃貸、原料油脂等

(9) 主要な営業所および工場 (2021年12月31日現在)

① 当社の事業所

本社 (東京都葛飾区)	大阪支店 (大阪府大阪市)	名古屋支店 (愛知県名古屋市)
福岡支店 (福岡県福岡市)	札幌営業所 (北海道札幌市)	東京工場 (東京都葛飾区)
千葉工場 (千葉県千葉市)	名古屋工場 (愛知県岩倉市)	神戸工場 (兵庫県神戸市)

② 子会社の主要な事業所

ミヨシ商事(株) (東京都葛飾区)
ミヨシ物流(株) (東京都葛飾区)

(10) 従業員の状況 (2021年12月31日現在)

従業員数	前期末比増減
名 579	名 11 (減)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 従業員数に臨時従業員は含んでおりません。

(11) 主要な借入先 (2021年12月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	3,745百万円
農林中央金庫	2,680
株式会社千葉銀行	938
株式会社三井住友銀行	880
株式会社常陽銀行	701
株式会社みずほ銀行	55

2. 会社の株式に関する事項（2021年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 29,897,100株
- (2) 発行済株式総数 10,306,895株
(自己株式5,659株を含む。)
- (3) 株 主 数 12,582名
(前期末比544名増)

(4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
山 崎 製 パ ン 株 式 会 社	1,030 ^{千株}	10.01%
日 清 オ イ リ オ グ ル ー プ 株 式 会 社	1,030	10.01
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	619	6.01
ミ ヨ シ 協 力 会	444	4.31
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	409	3.98
農 林 中 央 金 庫	409	3.98
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	385	3.74
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社	179	1.74
S M B C 日 興 証 券 株 式 会 社	156	1.52
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	144	1.41

(注) 持株比率は、自己株式（5,659株）を控除して計算しております。なお、「役員報酬BIP信託」の所有する当社株式は、自己株式に含めておりません。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、2018年3月28日開催の第92期定時株主総会において、業績連動型株式報酬制度の導入を決議し、役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託と称される制度を採用しました。また、2021年3月26日開催の第95期定時株主総会決議により、本制度の対象者を当社の取締役（CxOを兼務する者）および委任型執行役員に変更し、継続しております。

本制度に基づき、当事業年度に退任した取締役4名に対して、交付した株式数は13,150株であり、2021年12月31日現在、「役員報酬BIP信託」の所有する当社株式数は、90,950株であります。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2021年12月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長 兼 C E O	三 木 逸 郎	経営企画CC室、マーケティング部、IT戦略室、監査室
代表取締役専務 兼 C F O	山 下 史 生	管理本部、関係会社
常 務 取 締 役 兼 C O O	松 丸 光 昭	購買部、食品本部（技術）、油化本部（技術）
取 締 役 兼 C S O	竹 下 昇 一	食品本部（営業）、油化本部（営業）
取 締 役 兼CHRO 兼CPO	須 藤 元 雄	人事部、生産本部
取 締 役	吉田谷 良 一	山崎製パン株式会社 取締役生産管理本部長兼 生産統括本部生産企画本部長兼生産企画部長、 生産統括本部和菓子本部・洋菓子本部担当 日糧製パン株式会社 取締役
取 締 役	村 山 憲 二	村山公認会計士事務所代表 内外テック株式会社社外取締役 株式会社J-WAVE社外監査役
取 締 役	黒 田 佳奈子	株式会社WOMAN COLLEGE代表取締役
常 勤 監 査 役	高 島 治	
常 勤 監 査 役	栗 石 秀 明	
常 勤 監 査 役	宮 腰 哲 也	
監 査 役	赤 尾 博	

- (注) 1. 上記取締役のうち村山憲二氏および黒田佳奈子氏は、会社法第2条第15号に規定する社外取締役であります。
2. 上記監査役のうち高島治氏、宮腰哲也氏および赤尾博氏は、会社法第2条第16号に規定する社外監査役であります。
3. 上記取締役のうち村山憲二氏および黒田佳奈子氏は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員であります。
4. 上記監査役のうち宮腰哲也氏および赤尾博氏は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員であります。
5. 上記監査役のうち高島治氏、宮腰哲也氏および赤尾博氏は、金融機関における長年の経験があり、各氏とも財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 2021年3月26日開催の第95期定時株主総会終結の時をもって、取締役堀尾容造、石黒隆、栗石秀明、松山貞夫、森下隆之、川越敬之の6氏は任期満了により退任いたしました。
7. 2021年3月26日開催の第95期定時株主総会終結の時をもって、監査役斎藤薫、廣田晴一の両氏は辞任いたしました。

(2) 取締役および監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年3月26日開催の取締役会で、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を以下のとおり定めております。

イ 基本報酬の決定方法

取締役の基本報酬は、当社定款において、株主総会で決議する旨を定めております。取締役個人別の報酬等の額については、役位ごとの役割や責任に応じた「役員報酬体系」を基準に、当社の業績を勘案し取締役会で決定しております。ただし、指名報酬委員会に諮り、その同意を得ることにより、取締役個人別の報酬等の額を取締役社長に一任して決定することができるものとしております。独立社外取締役が過半数を占める指名報酬委員会の意見を踏まえ報酬等の内容が決定されていることから、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

ロ 業績連動型株式報酬の内容

取締役のうち、当社のCxOを兼務する取締役の報酬は、基本報酬と業績連動型株式報酬によって構成しております。業績連動型株式報酬の制度は、取締役等の報酬と、当社の業績および株主価値との連動性をより明確化し、中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意欲を高めることを目的に、役位および対象事業年度における業績目標の達成度に応じて、以下のとおり固定ポイントおよび業績連動ポイントを付与し、取締役の退任時に、付与された固定ポイントおよび業績連動ポイントの累積値に応じて、当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭の交付および給付を受ける役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託を採用しております。

（ポイント算定式）

固定ポイント ＝ （役位別に定める株式報酬額 ÷ 信託内の当社株式の平均取得単価）

業績連動ポイント ＝ （役位別に定める株式報酬額 ÷ 信託内の当社株式の平均取得単価）
× 業績連動係数

役員報酬BIP信託の業績連動係数は、対象事業年度の連結営業利益の期初に定めた計画値に対する達成率としており、その達成率に応じて0～200%の範囲で変動します。業績連動ポイント算定における指標として連結営業利益を選択したのは、当社グループの業績の向上および企業価値増大への貢献度合いを測る指標として最適であることを理由としております。なお、当事業年度における当該業績連動型株式報酬に係る指標の目標は、連結営業利益1,460百万円であり、実績は698百万円であります。

ハ 個人別の報酬等の決定の方法

当社は、2021年3月26日開催の取締役会で取締役の個人別の報酬等の決定を、代表取締役社長兼CEO 三木逸郎に委任しました。代表取締役社長兼CEO 三木逸郎に委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の職責等を評価するにあたり、これらを俯瞰的に把握できる立場にあることであります。

② 取締役および監査役の報酬等の総額等

区 分	支 給 人 員 (名)	支 給 総 額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)	
			基本報酬	業績連動型 株式報酬
取 締 役 (うち社外取締役)	14 (4)	219 (15)	210 (15)	8 (一)
監 査 役 (うち社外監査役)	6 (4)	50 (38)	50 (38)	—
合 計 (うち社外役員)	20 (8)	269 (54)	261 (54)	8 (一)

- (注) 1. 株主総会の決議による取締役の報酬限度額 年額310百万円以内
(2010年3月26日開催 第84期定時株主総会決議)
当該定時株主総会終結時点での取締役の員数は10名です。
2. 株主総会の決議による監査役の報酬限度額 年額55百万円以内
(2010年3月26日開催 第84期定時株主総会決議)
当該定時株主総会終結時点での監査役の員数は4名です。
3. 業績連動型株式報酬（役員報酬BIP信託）については、2018年3月28日開催の第92期定時株主総会において導入が決議され、2021年3月26日開催の第95期定時株主総会において、2023年12月末日で終了する事業年度までの3事業年度においても継続することが決議されております。なお、当社が拠出する金員の上限は3事業年度で200百万円で、支給対象者は取締役（C×Oを兼務する者）および委任型執行役員である者です。当該定時株主総会終結時点での対象者の員数は7名（うち取締役5名）です。
4. 当社は、2016年3月29日開催の第90期定時株主総会終結の時をもって、取締役および監査役の退職慰労金制度を廃止し、第90期定時株主総会終結後引き続き在任する取締役および監査役に対しては、制度廃止までの在任期間に対応するものとして退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議しました。これに基づき、上記の他、当期中に退任した取締役2名に対し35百万円（うち社外取締役1名1百万円）、監査役1名に対し6百万円（うち社外監査役1名6百万円）の退職慰労金を支給しております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は取締役吉田谷良一氏、村山憲二氏、黒田佳奈子氏および監査役全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社の取締役、監査役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約では、被保険者がその業務につき行った行為または不作為に起因して、株主または第三者から損害賠償請求をされた場合に、それによって被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等が填補されます。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の損害等は補償対象外となるなどの一定の免責事由があります。

なお、当該保険契約の保険料は、特約部分を含め当社が負担しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役村山憲二氏は、村山公認会計士事務所の代表、内外テック株式会社の社外取締役および株式会社J-WAVEの社外監査役を兼務しておりますが、当社と特別の利害関係はありません。

取締役黒田佳奈子氏は、株式会社WOMAN COLLEGEの代表取締役を兼務しておりますが、当社と特別の利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言状況 その他の活動状況
村 山 憲 二 (取 締 役)	9 ヶ月	就任以降開催された取締役会15回 全てに出席	公認会計士としての財務・会計に関する専門的な知識および豊富な経験に基づき、議案、審議全般において必要な発言、提言を行っております。また、任意の指名報酬委員会の議長を務めるなど、取締役等の指名および報酬に係る決定プロセスの透明性や公平性を高めるため重要な役割を果たしており、社外取締役として期待される役割を十分に発揮しております。
黒 田 佳奈子 (取 締 役)	9 ヶ月	就任以降開催された取締役会15回 全てに出席	経営コンサルティングで培われた豊富な経験と高い見識に基づき、議案、審議全般において必要な発言、提言を行っております。また、任意の指名報酬委員会の委員を務めるなど、取締役等の指名および報酬に係る決定プロセスの透明性や公平性を高める重要な役割を果たしており、社外取締役として期待される役割を十分に発揮しております。
高 島 治 (常勤監査役)	1 年 9 ヶ月	当事業年度に開催された取締役会 19回および監査役会15回全てに 出席	金融業務の経験で培われた企業経営に関する見識に基づき、議案、審議全般において必要な発言、提言を行っております。
宮 腰 哲 也 (常勤監査役)	9 ヶ月	就任以降開催された取締役会15回 および監査役会10回全てに出席	金融業務の経験で培われた企業経営に関する見識に基づき、議案、審議全般において必要な発言、提言を行っております。
赤 尾 博 (監 査 役)	1 年 9 ヶ月	当事業年度に開催された取締役会 19回および監査役会15回全てに 出席	金融業務の経験で培われた企業経営に関する見識に基づき、議案、審議全般において必要な発言、提言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

- ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

33百万円

- ② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

33百万円

- (注) 1. 監査役会は、前期の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積の相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社は、会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりです。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役、従業員を含めた行動規範として企業倫理行動を定めた「ミヨシ油脂行動規範」を遵守する。また、「コンプライアンス規程」の運用等、各種制度を整備・確立し、取締役の法令違反行為を抑制・防止する。あわせて、取締役会については「取締役会規則」に則り、その適切な運営が確保されたなかで月1回開催することを原則とし、その他必要に応じて随時開催して取締役間の意思疎通と迅速な意思決定を図るとともに相互に業務執行を監督し、必要に応じ外部の専門家を起用し法令違反行為を未然に防止する。また、当社は監査役会設置会社であり、取締役の職務執行については、監査役会の定める監査の方針及び分担に従い各監査役の監査の対象になり、経営機能に対する監督強化を図る。

社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力に対しては、一切の関係を断固拒絶し、不当要求等があった場合には、警察等の外部専門機関及び顧問弁護士と連携し、組織的に対応する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「情報管理規程」に基づき管理基準及び管理体制を整備し、法令及び社内規則に基づき作成・保存するとともに、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態にし、適切かつ確実に保存・管理する。また、セキュリティ防御により不正アクセスに対する電磁的情報の漏洩対策を施す。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

平時におけるリスク管理については、「リスク管理規程」に基づき、リスク管理責任者を社長とするリスク管理委員会がリスク管理の主管部門となり、定期的なリスクの洗い出し等、業務執行に係る個々のリスクを明確にし、リスク管理体制を構築する。また、不測の事態の発生等の有事の際には、「災害対策マニュアル」及び「ビジネス危機対策マニュアル」に従い、社長を本部長とする対策本部を設置し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、取締役会をスリム化し、執行役員制度を導入して、取締役会の意思決定の迅速化と業務執行機能・チェック機能の両機能を高めることとする。

ロ. 取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて随時開催する。なお、当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、事前に取締役（兼CxO）、監査役および本部長によって構成され、月2回および必要の都度開催される経営会議において議論を行い、その審議を経て意思決定を行うことにより、経営機能を一層有効に発揮する体制をとるものとする。

ハ. 取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」、「業務分掌規程」に則り、行うものとする。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 社長を委員長とするコンプライアンス委員会を法令遵守の主管部門と位置づけ、「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンスプログラム」に則り、コンプライアンス体制の整備と推進を図る。

ロ. 法令等の遵守、違反行為、不正行為の未然防止を徹底するため、企業倫理行動を定めた「ミヨシ油脂行動規範」を使用人に周知徹底し、「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンスプログラム」に則り、コンプライアンス意識の向上に向けた教育研修を実施する。

ハ. 法令その他コンプライアンス違反に関する事実についての通報相談窓口として、総務部長と社外の弁護士への「ヘルプライン」を設置し運用する。

ニ. ハラスメントに関する相談・苦情に対応するための相談窓口として、人事部への「ほっとライン」を設置し運用する。

ホ. 客観性と公正性を確保するため、内部監査部門である監査室を社長直轄部門とし、監査室が定期的に監査を実施する。

⑥ 当社及び子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制

イ. 当社は、「関係会社管理規程」に則り当社グループの経営管理を行うものとし、子会社の営業成績、財務状況、その他経営上の重要事項について当社への定期的な報告を義務付ける。また、関係会社事業報告会を開催し、経営の重要課題について報告を受ける。

ロ. 当社グループは、当社グループ各社で当社に準じた「リスク管理規程」を策定・運用し、当社で定期的に開催するリスク管理委員会で当社グループの損失の危機の管理を行う。

ハ. 当社グループは、当社グループ各社で当社に準じた業務分掌、組織、職務権限に関する規程を定め、これらの規程に基づき業務を執行することにより子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保する。

ニ. 当社グループは、「ミヨシ油脂行動規範」並びに「コンプライアンス規程」を当社グループ全体に適用するとともに、当社グループの役員及び使用人が利用できる社外の弁護士へのヘルプラインを設置することにより、子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。

ホ. 当社の監査役及び会計監査人の監査を通し、当社グループの業務の適正を確保する。また監査室が監査を実施し、内部統制の有効性と業務の効率性を確保する体制を構築する。

- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役から監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合は、監査役の職務を補助すべき使用人に関する規程を定め、当社の使用人から監査役の職務を補助すべき使用人を任命することとする。
- ⑧ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項
イ. 監査役の職務を補助すべき使用人の人事に関しては、取締役からの独立性を確保するため、取締役と監査役とが協議の上で決定する。なお、当該使用人は業務の執行に係る役職を兼務しないこととする。
ロ. 監査役の職務を補助すべき使用人は、取締役の指揮命令を受けないこととし、当該使用人の人事及びその変更については、監査役の同意を要することとする。
- ⑨ 当社グループの役員及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
イ. 当社の取締役及び使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。
ロ. 当社の監査役は、当社グループの法令遵守状況、業務上のリスクに関する状況及び内部通報の状況について、定期的に開催する当社のコンプライアンス・リスク管理委員会で報告を受け、必要に応じて担当役員にその説明を求めることができる。
ハ. 監査役は、監査室が実施する当社グループの業務監査の結果について報告を受ける。
ニ. 当社グループの役員及び使用人は、当社グループの経営、業績に影響を与える重要な事項や重大な法令・定款違反行為その他会社に著しい損害を与える事項が発生した場合は、「関連会社管理規程」に則り、所管部門に対して速やかな報告を行い、所管部門は当該内容を取締役及び監査役に報告する。
- ⑩ 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社グループの役員及び使用人は、当社グループの経営、業績に影響を与える重要な事項や重大な法令・定款違反行為その他会社に著しい損害を与える事項について当社に対して報告を行ったことを理由に不利な取扱いを受けない。
- ⑪ 監査役 of 職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に関する事項
当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑫ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、定期的に代表取締役社長との意見交換を行うことができるものとする。また、監査業務に関し、会計監査人及び顧問弁護士と定期的に会合をもつものとする。

⑬ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の適正性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、当社グループにおける内部統制システムの構築を行う。また、その体制が適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うこととする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

① 取締役の職務の執行体制

取締役は、「取締役会規則」に則り、取締役会を19回開催し、法令または定款に定められた事項および経営上重要な事項の決議を行うとともに、他の取締役の職務の執行状況について監督を行いました。

② 監査役の監査体制

監査役は、取締役会の他、経営会議、コンプライアンス・リスク管理委員会等の重要な会議に出席するとともに、取締役等から業務執行の状況について直接聴取し、内部統制システムの運用状況について確認しました。また、代表取締役社長、会計監査人、監査室および顧問弁護士等と情報交換を行い、連携を保ちながら監査の実効性を確保しています。

③ コンプライアンスの推進ならびにリスクの管理

従業員等の法令遵守状況や各種リスクの発生状況について調査するとともに、コンプライアンス・リスク管理委員会を年2回開催し、問題の早期発見と改善措置に取り組みました。また、ハラスメント防止対策委員会を適宜開催し、労務管理面の強化に努めたほか、インサイダー取引防止等の研修を実施するなど、コンプライアンス推進の啓蒙活動にも努めました。

④ 当社グループの管理

当社の行動指針である「ミヨシ油脂行動規範」をグループ会社に適用し、子会社より、コンプライアンスの推進状況およびリスク管理の状況について定期的に報告を受けるとともに、関係会社事業報告会を開催し、各社の事業の推進状況について確認いたしました。また、社長直轄部門である監査室が、当社および子会社の内部統制監査および業務監査を実施いたしました。

連 結 貸 借 対 照 表

(2021年12月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	百万円	(負 債 の 部)	百万円
流 動 資 産	25,504	流 動 負 債	18,743
現 金 及 び 預 金	5,532	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	11,067
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	12,366	電 子 記 録 債 務	916
電 子 記 録 債 権	2,212	短 期 借 入 金	3,925
商 品 及 び 製 品	2,580	一年以内返済予定の長期借入金	645
仕 掛 品	620	未 払 法 人 税 等	145
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	2,128	設 備 関 係 電 子 記 録 債 務	384
そ の 他	204	そ の 他	1,658
貸 倒 引 当 金	△141		
固 定 資 産	27,118	固 定 負 債	8,588
有 形 固 定 資 産	15,721	長 期 借 入 金	4,472
建 物 及 び 構 築 物	4,280	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	21
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	4,691	役 員 株 式 給 付 引 当 金	41
土 地	6,121	退 職 給 付 に 係 る 負 債	2,446
建 設 仮 勘 定	40	繰 延 税 金 負 債	1,217
そ の 他	587	資 産 除 去 債 務	28
無 形 固 定 資 産	394	そ の 他	361
特 許 権	106	負 債 合 計	27,331
借 地 権	60	(純 資 産 の 部)	
商 標 権	8	株 主 資 本	22,225
ソ フ ト ウ エ ア	46	資 本 金	9,015
そ の 他	172	資 本 剰 余 金	5,492
投資その他の資産	11,002	利 益 剰 余 金	7,865
投 資 有 価 証 券	8,001	自 己 株 式	△147
長 期 貸 付 金	2	その他の包括利益累計額	3,033
退 職 給 付 に 係 る 資 産	2,794	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	2,514
そ の 他	236	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	519
貸 倒 引 当 金	△31	非 支 配 株 主 持 分	31
資 産 合 計	52,623	純 資 産 合 計	25,291
		負 債 純 資 産 合 計	52,623

連 結 損 益 計 算 書

(2021年 1 月 1 日から
2021年12月31日まで)

科 目	内 訳 金 額	合 計 金 額
	百万円	百万円
売 上 高		47,476
売 上 原 価		40,322
売 上 総 利 益		7,154
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,456
営 業 利 益		698
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1	
受 取 配 当 金	268	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	36	
そ の 他	147	454
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	92	
そ の 他	76	169
経 常 利 益		984
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	29	29
特 別 損 失		
有 形 固 定 資 産 除 却 損	59	59
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		954
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	232	
法 人 税 等 調 整 額	37	269
当 期 純 利 益		684
非支配株主に帰属する当期純利益		6
親会社株主に帰属する当期純利益		677

連結株主資本等変動計算書

(2021年 1 月 1 日から
2021年12月31日まで)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
2021 年 1 月 1 日 残 高	9,015	5,492	7,599	△125	21,981
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△411		△411
親会社株主に帰属する当期純利益			677		677
自 己 株 式 の 取 得				△40	△40
自 己 株 式 の 処 分				18	18
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額 (純額)					
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	—	—	265	△22	243
2021 年 12 月 31 日 残 高	9,015	5,492	7,865	△147	22,225

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
2021 年 1 月 1 日 残 高	2,047	166	2,214	24	24,221
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△411
親会社株主に帰属する当期純利益					677
自 己 株 式 の 取 得					△40
自 己 株 式 の 処 分					18
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額 (純額)	467	352	819	6	826
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	467	352	819	6	1,070
2021 年 12 月 31 日 残 高	2,514	519	3,033	31	25,291

貸 借 対 照 表

(2021年12月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	百万円	(負 債 の 部)	百万円
流 動 資 産	24,289	流 動 負 債	18,086
現 金 及 び 預 金	4,681	電 子 記 録 債 務	916
受 取 手 形	761	買 掛 金	10,451
電 子 記 録 債 権	2,212	短 期 借 入 金	3,925
売 掛 金	11,267	一年以内返済予定の長期借入金	645
商 品 及 び 製 品	2,544	未 払 金	553
仕 掛 品	620	未 払 費 用	772
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	2,128	未 払 法 人 税 等	119
前 払 費 用	64	未 払 消 費 税 等	76
そ の 他 金	147	設 備 関 係 電 子 記 録 債 務	384
貸 倒 引 当 金	△139	リ ー ス 債 務	64
固 定 資 産	25,291	そ の 他	177
有 形 固 定 資 産	15,139	固 定 負 債	7,927
建 物	3,547	長 期 借 入 金	4,472
構 築 物	440	退 職 給 付 引 当 金	2,159
機 械 及 び 装 置	4,676	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	21
車 両 運 搬 具	13	役 員 株 式 給 付 引 当 金	41
工 具、器 具 及 び 備 品	346	繰 延 税 金 負 債	845
土 地	5,854	リ ー ス 債 務	133
リ ー ス 資 産	219	資 産 除 去 債 務	28
建 設 仮 勘 定	40	そ の 他	225
無 形 固 定 資 産	384	負 債 合 計	26,014
特 許 権	106	(純 資 産 の 部)	
借 地 権	60	株 主 資 本	21,153
商 標 権	8	資 本 本 金	9,015
ソ フ ト ウ エ ア	38	資 本 剰 余 金	5,492
そ の 他	170	資 本 準 備 金	5,492
投 資 其 他 の 資 産	9,768	利 益 剰 余 金	6,777
投 資 有 価 証 券	6,934	利 益 準 備 金	1,076
関 係 会 社 株 式	767	そ の 他 利 益 剰 余 金	5,701
長 期 貸 付 金	2	別 途 積 立 金	2,030
前 払 年 金 費 用	1,870	繰 越 利 益 剰 余 金	3,671
そ の 他 金	206	自 己 株 式	△131
貸 倒 引 当 金	△12	評 価 ・ 換 算 差 額 等	2,413
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	2,413
資 産 合 計	49,581	純 資 産 合 計	23,567
		負 債 純 資 産 合 計	49,581

損 益 計 算 書

(2021年 1 月 1 日から
2021年12月31日まで)

科 目	内 訳 金 額	合 計 金 額
	百万円	百万円
売 上 高		45,244
売 上 原 価		38,271
売 上 総 利 益		6,973
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,318
営 業 利 益		655
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1	
受 取 配 当 金	276	
そ の 他	143	421
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	91	
そ の 他	75	166
経 常 利 益		910
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	29	29
特 別 損 失		
有 形 固 定 資 産 除 却 損	58	58
税 引 前 当 期 純 利 益		880
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	204	
法 人 税 等 調 整 額	44	248
当 期 純 利 益		632

株主資本等変動計算書

(2021年 1 月 1 日から
2021年12月31日まで)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資本剰余金合計
2021 年 1 月 1 日 残 高	百万円 9,015	百万円 5,492	百万円 5,492
事 業 年 度 中 の 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			
当 期 純 利 益			
自 己 株 式 の 取 得			
自 己 株 式 の 処 分			
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	—	—	—
2021 年 12 月 31 日 残 高	9,015	5,492	5,492

	株 主 資 本					
	利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
別途積立金		繰越利益 剰余金				
2021 年 1 月 1 日 残 高	百万円 1,076	百万円 2,030	百万円 3,451	百万円 6,557	百万円 △109	百万円 20,955
事 業 年 度 中 の 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当			△412	△412		△412
当 期 純 利 益			632	632		632
自 己 株 式 の 取 得					△40	△40
自 己 株 式 の 処 分					18	18
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）						
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	—	—	220	220	△22	197
2021 年 12 月 31 日 残 高	1,076	2,030	3,671	6,777	△131	21,153

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2021 年 1 月 1 日 残 高	百万円 1,927	百万円 1,927	百万円 22,882
事 業 年 度 中 の 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△412
当 期 純 利 益			632
自 己 株 式 の 取 得			△40
自 己 株 式 の 処 分			18
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	486	486	486
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	486	486	684
2021 年 12 月 31 日 残 高	2,413	2,413	23,567

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年2月17日

ミヨシ油脂株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山村 竜平
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 重義
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ミヨシ油脂株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ミヨシ油脂株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2022年2月17日

ミヨシ油脂株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山村 竜平
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 重義
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ミヨシ油脂株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第96期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第96期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等およびEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月18日

ミヨシ油脂株式会社 監査役会

常勤監査役(社外監査役)	髙 島	治	㊟
常勤監査役	栗 石	秀 明	㊟
常勤監査役(社外監査役)	宮 腰	哲 也	㊟
監 査 役(社外監査役)	赤 尾	博	㊟

以 上

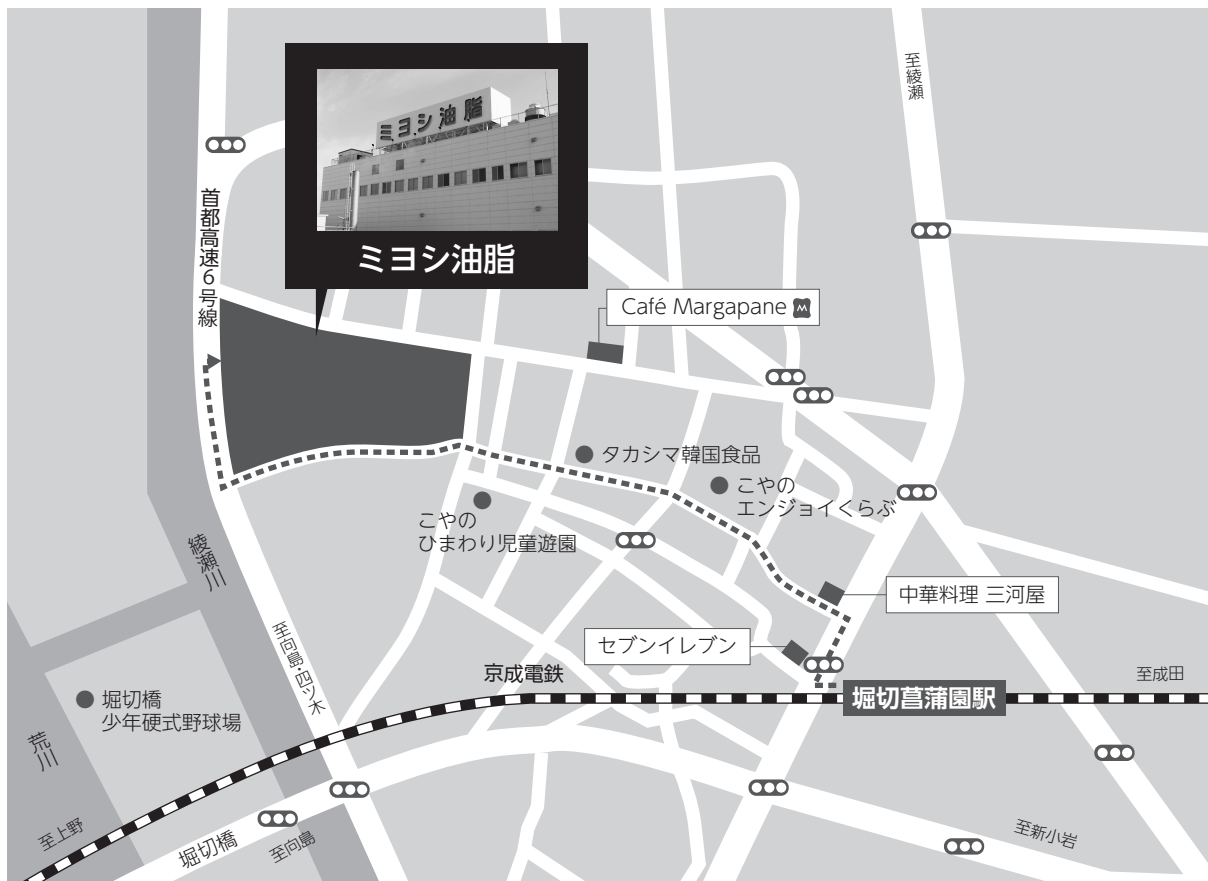
[illegible]

第96期 定時株主総会会場ご案内図

開催日時 2022年3月29日（火曜日）午前10時

開催会場 東京都葛飾区堀切四丁目66番1号 当社本社講堂
TEL : 03 (3603) 1111

交通のご案内 京成電鉄 堀切菖蒲園駅下車 徒歩7分



※ 本会場の駐車場には限りがございますので、極力公共交通機関をご利用ください。

ミヨシ油脂株式会社

UD
FONT

見やすいユニバーサル
デザインフォントを採
用しています